

品川区西大井在宅サービスセンター通所介護、及び
品川区介護予防・日常生活支援総合事業

契約書別紙（兼重要事項説明書）

社会福祉法人春光福祉会

品川区西大井在宅サービスセンター
指定通所介護事業所

介護保険事業者番号

1370900993

（2025. 7. 1）

西大井在宅サービスセンター（デイサービス） 指定通所介護等契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、東京都条例および品川区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 春光福祉会
主たる事務所の所在地	品川区西大井2-4-4
代表者（職名・氏名）	理事長 大和田 政弘
設立年月日	平成11年3月30日
電話番号	03-5743-6111

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	西大井在宅サービスセンター	
サービスの種類	通所介護 品川区介護予防・日常生活支援総合事業	
事業所の所在地	品川区西大井2-4-4	
電話番号	03-5743-6125	
指定年月日・事業所番号	平成12年4月1日指定	1370900993
管理者の氏名	鈴木 隆敏	
通常の事業の実施地域	品川区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは品川区介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

通所介護または介護予防・日常生活支援総合事業による通所型サービスは、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談および助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	9時00分から17時30分まで
サービス提供時間	9時00分から17時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	1人以上
看護職員	1人以上
介護職員	6人以上
機能訓練指導員	1人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）およびその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 佐野 仁
管理責任者の氏名	管理責任者 鈴木 隆敏

8. キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、利用料の50%をキャンセル料としていただく場合があります。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防・日常生活支援総合事業は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

9. 支払い方法

利用者は、当月の料金を翌月、口座振替等の方法でお支払いいただきます。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医および家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（または地域包括支援センター）および区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 03-5743-6125 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	品川区高齢者福祉課支援調整係	電話番号 03-5742-6728
	東京都介護保険相談窓口	電話番号 03-5320-4597
	東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 03-6238-0177

1 3. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いいたします。
- (3) 送迎時間の変更をさせていただくことがあります。その場合には予めご連絡いたします。
- (4) 利用当日の体調確認を施設到着後いたします。当日の体調によっては、サービス内容を変更またはやむを得ない場合は、サービスを中止することがあります。状況によっては、緊急連絡先に連絡させていただきます。

1 4. サービスの終了

以下の場合、サービスの提供を終了し、契約は終了となります。

- (1) 利用者がサービスの終了を希望する場合は、1週間前までに文書でお申し出下さい。
- (2) 当センターの都合でサービスの提供ができなくなったときには、1カ月前までに文書で通知いたします。
- (3) 利用者が施設に入所した場合、死亡された場合は、自動的にサービスを終了いたします。
- (4) 利用者の要介護認定が非該当（自立）と認定された場合は、現在の認定期間の終了日をもって、サービス提供を終了します。
- (5) 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者および利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は文書で解約の通知をすることによって、直ちにサービスを終了することができます。
- (6) その他
 - ① サービスの利用料金の支払いを2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず15日以内に支払わない場合。
 - ② 正当な理由なくサービスの提供を受けることを中止した場合。
 - ③ 入院または病気等により1カ月以上にわたって、サービスが利用できないことが明らかになった場合。
 - ④ 当センターや当センターの従業者または他の利用者に対して契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。

なお、病気が回復し再びサービスの利用を希望される場合は、担当の居宅介護支援事業所にご相談ください。

15. 第三者評価等の実施状況

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況			
アンケート調査等 利用者の意見を把握する取り組み	個別調査などで実施		
東京都福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他の機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

16. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境および利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者

事業者所在地 東京都品川区西大井 2 - 4 - 4

法人名 社会福祉法人 春光福社会

代表者名 理事長 大和田 政弘

【説明者】

品川区西大井在宅サービスセンター

氏名 佐野 仁

【利用者】

住所

氏名

⑩

(代筆者) 本人様との関係 ()

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住所

氏名

⑩

続柄